

(電子メール施行)  
高 第 2316 号  
令和5年3月23日

各高齢者福祉施設の管理者 様  
各介護サービス事業所の管理者 様

兵庫県福祉部高齢政策課長

## 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策の継続について(通知)

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

先般、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されることに伴う医療提供体制等について、国から具体的な方針が示されたことを踏まえ、3月22日、県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、新年度に向けた感染を広げない取組への協力をお願いしているところです。

については、各施設等において、下記の点にご留意の上、引き続き対策に取り組んでいただきますようお願いします。

記

### 1 感染対策の推進

#### (1) 基本的な感染予防対策

- 今一度、3密の回避、適切なマスク着用、手洗いや手指消毒、効果的な換気など基本的な感染対策の継続をお願いします。
- 職員に対して、発熱、咳、喉の痛み等の風邪症状などが見られる場合に出勤しないことについて、再度徹底をお願いします。
- 感染症対策に必要な衛生資材(ガウン、N95マスク、キャップ、フェイスシールドなど)は、利用者の陽性が判明した時点から直ちに必要となるので、日頃から、必要数の備蓄をお願いします。

#### (2) 医療機関との連携等

- 施設等においては、位置付け変更後においても、新型コロナ患者に係る往診や電話等による相談、入院の要否の判断及び入院調整に対応できる医療機関の確保その他の感染対策に関する取組が引き続き必要です。
- このことについて県は、入所系の施設等に対して、次の事項に関する調査を近日中に実施するので、回答をお願いします。

- ・医療機関の確保
- ・感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- ・オミクロン株ワクチンの接種

○ 位置付け変更後は、調査事項を全て満たすことが「施設内療養を行う施設等への支援」(施設内療養者1名当たり最大30万円。下記4(1)イ参照)の補助要件に追加されるため、ご注意ください。

## 2 マスク着用の取扱い

○ 令和5年3月13日以降のマスク着用の取扱いについて国は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は各個人の判断に委ねることを基本としたうえで、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面など、一定の場合にはマスク着用の推奨を行うこととしています。

○ 施設等でのマスク着用の取扱いについては、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、次のとおりとなりますので、対応をお願いします。

- ・施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨
- ・施設等への訪問の場面では、マスクの着用を推奨

【参考】国事務連絡(マスク着用の考え方の見直し等(特に高齢者施設等における取扱い)について)

本文: <https://www.mhlw.go.jp/content/001058927.pdf>



別添: <https://www.mhlw.go.jp/content/001058957.pdf>



リーフレット:<https://www.mhlw.go.jp/content/001058958.pdf>



## 3 面会の実施

○ 面会については、面会者からの感染を防ぐことは必要ですが、利用者及び家族にとって重要なものであることから、利用者及び家族のQOLの観点を重視し、地域における感染の発生状況等も踏まえるとともに、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応の検討をお願いします。

○ 直接面会を実施する場合は、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

【参考1】国HP(高齢者施設における面会の実施に関する取組について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/index\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00014.html)



【参考2】国事務連絡

(高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001048693.pdf>



【参考3】国事務連絡(社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001042423.pdf>



#### 4 5類移行に伴う支援策の取扱い

##### (1) 当面の間継続

ア 施設等の従事者に対する定期的検査（集中的検査）

- 入所系・通所系・訪問系の施設等（政令市・中核市所在分を除く。）を対象にした、抗原検査キットによる週2回の集中的検査は、当面の間継続する。

※ 令和5年4月以降の申込方法等は別途通知

イ サービス継続支援事業

- 介護サービス事業所等に対する、「①人材確保、施設の消毒・清掃に要する費用等の補助」と「②施設内療養を行う施設等への支援」を、当面の間継続する。

○ ただし、「②施設内療養を行う施設等への支援」（施設内療養者1名当たり最大30万円）について、位置付け変更後、補助を受けようとする施設等において、医療機関との連携体制を確保しているなど一定の要件（※）を満たすことが必要となる。

※ 県は、上記1(2)の調査により確認

##### (2) 令和4年度限りで廃止

- 次の事業は、令和4年度限りで廃止する。

- ・ 健康管理支援事業
- ・ フォローアップ体制強化事業
- ・ 退院受入支援事業
- ・ 応援職員派遣支援事業

【参考】県HP(介護サービス事業所・施設向け新型コロナウイルス感染対策関連情報)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html>



本県の対処方針（新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>



高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当)

e-mail : [koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp)

# 日常生活を取り戻しつつ、引き続き感染を広げない取組を！

新年度に向け、感染を広げない取組が大切です。日常生活を取り戻しつつ、引き続き**基本的な感染対策の継続**や**適切な医療機関の受診**をお願いします。

マスクの着用については、3月13日から「個人の判断が基本」となっています。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう配慮をお願いします。

## 1 感染を広げないための取組の継続を

- ・3密の回避、手洗いや手指消毒、効果的な換気、マスクの適切な着脱など、引き続き**基本的な感染対策の継続**をお願いします。
- ・**症状がある方、新型コロナの陽性となった方、同居家族が陽性者となった方は、周囲の方に感染を広げないため、外出を控えてください。**通院等でやむを得ず外出する時は、人混みは避けてマスクを着用するようお願いします。

## 2 発熱・咳・のどの痛み等の症状がある場合は、事前に相談・連絡したうえで受診を

- ・**発熱等の症状がある場合は、医療機関を受診してください。その際、医療機関に直接行くことは控え、事前にかかりつけ医や健康相談コールセンター等に相談するか、発熱等診療・検査医療機関公表リストを参考に対応医療機関に連絡したうえで受診するようお願いします。**
- ・受診の際には、マスクの着用など医療機関の指示に従うようお願いします。

## 3 場面に応じたマスクの着用を

- ・①**医療機関を受診する時、②医療機関や高齢者施設などを訪問する時、③通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車する時は、マスクの着用を推奨します。**
- ・医療機関や高齢者施設などマスク着用のルールがある場合には、それに従いましょう。
- ・**新型コロナ流行期に重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）が混雑した場所に行く時には、感染から自身を守るための対策として、マスクの着用が効果的です。**